

## 公立大学法人広島市立大学の授業料等に関する規程

平成22年4月1日

規程第73号

(趣旨)

第1条 公立大学法人広島市立大学の入学検定料、入学料、授業料、公開講座受講料、学位論文審査手数料、学生寮使用料及び国際学生寮使用料並びに証明書交付手数料（以下「授業料等」という。）に関しては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(授業料等の額)

第2条 授業料等の額は、別表のとおりとする。

(入学検定料)

第3条 広島市立大学（以下「本学」という。）に入学を志願する者は、入学検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第4条 本学に入学する者は、入学手続の際、入学料を納付しなければならない。

(授業料)

第5条 本学に在学する者は、授業料を納付しなければならない。

2 授業料は、次の前期及び後期の2期に区分して、それぞれ年額の2分の1に相当する額を、前期にあつては4月30日までに、後期にあつては10月31日までに納付するものとする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 前項の規定にかかわらず、学生からの申出があつたときは、前期に係る授業料を徴収する際に、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収することができる。

4 前期又は後期中途において復学、転学、編入学又は再入学（以下「復学等」という。）をした者から徴収する当該期分の授業料の額は、年額の12分の1に相当する額に復学等をした日の属する月から復学等をした日の属する期の最後の月までの月数を乗じて得た額とし、復学等をした日の属する月に徴収する。

5 前期の中途において退学する者からは、後期に係る授業料を徴収しない。

6 前期又は後期中途において休学した者から徴収する当該期分の授業料は、そ

の全額とし、休学が前期又は後期の全期間にわたるときは、その期分の授業料は徴収しない。

7 前期の終わりに卒業する者から徴収する授業料の額は、年額の2分の1に相当する額とする。

(徴収期限経過後の入学に係る授業料)

第6条 特別の事情により前条第2項に定める前期又は後期の授業料の徴収期限の経過後に入学した者から徴収する当該期分の授業料の額は、年額の12分の1に相当する額に入学した日の属する月から入学した日の属する期の最後の月までの月数を乗じて得た額とし、入学した日の属する月に徴収する。

(研究生に係る授業料)

第7条 研究生に係る授業料は、1の研究期間について、その最初の月から6か月の期間ごとに、当該期間に属する研究期間の月数分を当該期間の最初の月の末日までに徴収する。

(科目等履修生に係る授業料)

第8条 科目等履修生に係る授業料は、履修する単位分を一括して第5条第2項に定める前期又は後期の授業料の徴収期限までに徴収する。

(長期履修学生に係る授業料)

第9条 長期履修学生の授業料の額は、長期履修を認められた期間(以下「長期履修期間」という。)に限り、第2条の規定にかかわらず、修業年限に相当する授業料の総額を、長期履修期間の年数で除して得た額(その額に10円未満の端数があるときはこれを切り上げるものとする。)とする。

2 長期履修期間より早く修了、あるいは退学しようとする者は、修業年限に相当する授業料の総額から納付済授業料を差し引いた額を納付するものとする。ただし、修業年限未滿で修了、あるいは退学しようとする者は、在学期間に相当する授業料の総額で精算する。

3 長期履修期間の延長及び短縮が認められた場合の授業料の額は、修業年限に相当する授業料の総額から納付済授業料を差し引き再計算する。

4 長期履修学生の修業年限内に、授業料が改正された場合の授業料の額は、第1項の規定により、改正後の授業料の額で再計算した額とする。

5 長期履修期間が終了した後もなお在学する場合の授業料の額は、第2条の授業料の額とする。

(公開講座受講料)

第10条 公開講座を受講しようとする者は、公開講座受講料（以下「受講料」という。）を、公開講座実施時までに納付しなければならない。

2 第2条の規定にかかわらず、理事長が必要と認める場合は、別表に定める金額を上限とし、その範囲内で受講料を設定することができる。

(学位論文審査手数料)

第11条 広島市立大学大学院の博士後期課程に在学する者以外の者で、博士の学位の授与に係る学位論文の審査を受けようとする者（必要な研究指導を受けた者を除く。）は、申請の際、学位論文審査手数料を納めなければならない。

(学生寮使用料及び国際学生寮)

第12条 学生寮又は国際学生寮を使用する者は、学生寮使用料又は国際学生寮使用料を、所定の期日までに納付しなければならない。

2 学生寮使用料及び国際学生寮使用料は、理事長が指定した入居可能日の属する月から退去する日の属する月まで徴収する。

(証明書交付手数料)

第13条 本学の学生、科目等履修生、特別聴講学生又は研究生であった者のために行う修学、成績又は卒業等に関する証明書の交付を受けようとするものは、申請の際、証明書交付手数料を納めなければならない。ただし、在学中の学生に係る証明を除く。

(減免等)

第14条 理事長は、特別の理由があると認めるときは、入学検定料、入学金、授業料、学位論文審査手数料、学生寮使用料及び国際学生寮使用料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(期限の特例)

第15条 第5条第2項、第7条及び第12条第1項に定める徴収期限が、民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条第1項第3号に掲げる日に該当する場合は、第5条第2項、第7条及び第12条第1項の規定にかかわらず、この日の翌日を徴収期限とみなす。

(授業料等の不返還の原則)

第16条 納付された授業料等は、返還しない。ただし、理事長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、授業料等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の公立大学法人広島市立大学の授業料等に関する規程第9条の規定は、平成24年4月以降に入学した者から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成23年9月30日から施行する。
- 2 改正後の公立大学法人広島市立大学の授業料等に関する規程第16条の規定は、平成23年4月1日以後の公開講座を受講しようとする者から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 改正後の公立大学法人広島市立大学授業料等に関する規程の第16条の規定は、令和2年4月1日以後に納付された授業料等について適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分			金額	
入学検定料	学生	学部	17,000円 (転学、編入学又は再入学に係る入学検定料については、30,000円)	
		大学院	30,000円	
	研究生		9,800円	
	科目等履修生		9,800円	
入学料	学生	市内の者	282,000円	
		市外の者	423,000円	
	研究生	市内の者	84,600円	
		市外の者	126,900円	
	科目等履修生	市内の者	28,200円	
		市外の者	42,300円	
授業料	学生		年額 535,800円	
	研究生		月額 29,700円	
	科目等履修生		1単位につき 14,800円	
	特別聴講学生		1単位につき 14,800円	
公開講座受講料			1講座につき5時間まで	5,200円
			1講座につき5時間を超える時間 5時間までごとに	1,000円
学位論文審査手数料			1件につき 57,000円	
学生寮使用料			月額 5,900円	
国際学生寮使用料			月額 20,000円	
			日額 710円	
証明書交付手数料			1件につき (証明書又は翻訳文書の用紙1枚を1件とする。) 350円	

備考

- 1 この表において「市内の者」とは次の各号のいずれかに該当する者をいい、「市外の者」とは市内の者以外の者をいう。
  - (1) 入学の日の属する月の初日において引き続き1年以上広島市の区域内に住居を有する者
  - (2) 入学の日の属する月の初日において配偶者又は1親等の親族が引き続き1年以上広島市の区域内に住居を有する者
  - (3) 理事長が前2号に掲げる者に準ずると認める者
- 2 国際学生寮使用料の日額については、短期滞在者に適用する。